

(参考1)

個別製品リストへの掲載条件(要旨)

品目名	掲 載 条 件 の 内 容
情報用紙	[コピー用紙] ・古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下 (古紙配合率については平成12年度末を目途に100%)
	[フォーム用紙] ・古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下
印刷用紙	[微塗工印刷用紙及び塗工印刷用紙] ・古紙配合率50%以上 (平成12年度末を目途に70%以上)
	[非塗工印刷用紙] ・古紙配合率50%以上かつ白色度70%程度以下 (古紙配合率については平成12年度末を目途に70%以上)
コピー機	・コピー速度毎に、低電力モードにおける消費電力等について所定の基準を満足 ・再生紙に対応可能
自動車	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車又はハイブリッド自動車であること(低公害車) 以外の自動車では、排出する窒素酸化物、粒子状物質について所定の基準を満足(低環境負荷型自動車)

(参考2)

個別製品リストの製品掲載件数内訳

[情報用紙] 61件

- ・コピー用紙 ----- 42件
- ・フォーム用紙 ----- 19件

[印刷用紙] 146件

- ・微塗工印刷用紙・塗工印刷用紙 ----- 86件
- ・非塗工印刷用紙 ----- 60件

[コピー機] 121件

- ・低速コピー機 ----- 29件
- ・中速コピー機 ----- 36件
- ・高速コピー機 ----- 56件

[自動車] 169件

- ・低公害車 70件

電気自動車	-----	11件
天然ガス自動車	-----	43件
メタノール自動車	-----	1件
ハイブリッド自動車	-----	15件

・低環境負荷型自動車 99件

(参考3)

推奨リストの構成

基本原則

推奨リストの意義、性格及び分野別ガイドライン作成の基本的な考え方等を示したもの。

(平成9年3月、環境基本計画推進関係省庁会議決定)

分野別ガイドライン

紙類、文具、機器、家電製品、OA機器、公用車等製品分野別に、環境への配慮の方針を示したものの個別製品リストにおいて示すべき環境配慮情報の内容を規定

(3分野4品目に関し、平成10年1月、環境基本計画推進関係省庁会議決定)

分野	品目
・紙類	----- 情報用紙、印刷用紙
・OA機器	----- コピー機
・公用車等	----- 自動車

個別製品リスト

製造事業者等からの掲載の申請に基づき、分野別ガイドラインに示された一定の要件を満たす製品の環境配慮情報を掲載したもの

(第1回目のリストは、3分野4品目について、平成10年6月、関係基本計画推進関係省庁会議策定)